

秋田県衛生科学研究所報

第 38 輯

平成 5 年度

ANNUAL REPORT
OF
THE AKITA PREFECTURAL INSTITUTE OF PUBLIC HEALTH

No. 38
1994

秋田県衛生科学研究所

は じ め に

平成6年は、次に述べる2つの理由により、衛生科学研究所（衛科研）の方向性が明確に定まった『変革点』の年になったのではなかろうかと思っております。

第1は、平成5年7月から検討してきました『衛科研の業務の在り方』が、この2月に、主管部の福祉保健部と生活環境部の決裁を経て施行されたということであります。これは、平成2年から進めてきました『行政ニーズに役立つ衛科研づくり』に立脚して、私共が今後取り組むべき『時代の流れに即応した、地域特性を生かした課題（調査研究、試験検査、情報の解析・提供、研修）すなわち戦略目標』を定めたものであります。換言しますと、衛科研と行政が語る共通の言語ができたということであります。これまでは、ともすれば、衛科研は衛科研の言葉で語り、行政は行政の言葉で語り、これが相互の意志の疎通を欠いて来た大きな要因になってきたのではないかと考えられますが、これからは、相互に理解できる共通の言語で語り合うことができるのではないかと思います。

第2は、7月に制定された地域保健法の第4条の基本指針(12月、厚生大臣告示)において、地方衛生研究所の位置付けと役割が『地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として再編成し、その専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査および研究を行うとともに、当該地域の地域保健関係者に対する研修を実施すること』と明示されたことであります。勿論、この基本指針の細部の具体的内容は今後の検討課題であり、都道府県の実情によって異なってくる可能性はありますが、少なくとも、地衛研の基本的な方向性は明確に定まった訳であります。

また、これらの動きに加えて、新しい動きがこの12月に出てきました。それは、本県において、行政改革推進本部が設置され、その検討課題として『試験研究機関相互や研究機関と行政との連携の在り方の抜本的な検討と定員の適正化』が上げられたことであります。これは、基本的には、私共がこれまで進めてきました方向性（行政ニーズに役立つ衛科研づくり）と波長を共有するものではないかと考えられます。しかし、この改革の結論は1年後であります。

従いまして、少なくとも現時点においては、上述の『業務の在り方』と『基本指針』が私共の進むべき方向であり基本でありますから、そのために必要な作業を可能な範囲から押し進めていかねばなりません。しかし、これを具体的に肉付けし裏打ちしていくためには、なお解決していかなければならない問題点も数多くありますので、決して、容易ではない道ではないかと思っております。しかし、『鉄は熱いうちに打て』と言いますから、主管部の福祉保健部や生活環境部のご理解を得ながら、また、職員のさらなる努力を求めながら、歩一步一步に前進させていきたいと考えております。

このような変革の動きの中で、平成5年度も、当所に課せられた様々な事業を職員のたゆまぬ努力と熱意で遂行してきましたので、その成果を第37輯の所報としてここにご報告する次第であります。関係各位の忌憚のない、率直なご批判、ご意見を賜りますとともに、今後、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますれば、誠に幸甚の次第でございます。

平成6年11月

秋田県衛生科学研究所長

森 田 盛 大